

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	大津市 栗東市 野洲市 高島市 草津市

滋賀県西部・南部地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 大津市産業観光部農林水産課
所 在 地 滋賀県大津市御陵町 3 番 1 号
電 話 番 号 0 7 7 - 5 2 8 - 2 8 1 5
F A X 番 号 0 7 7 - 5 2 3 - 4 0 5 3
メールアドレス otsu1605@city.otsu.lg.jp

担 当 部 署 名 栗東市産業経済部農林課
所 在 地 滋賀県栗東市安養寺一丁目 1 3 番 3 3 号
電 話 番 号 0 7 7 - 5 5 3 - 1 2 3 4
F A X 番 号 0 7 7 - 5 5 1 - 0 1 4 8
メールアドレス nourin@city.ritto.lg.jp

担 当 部 署 名 野洲市環境経済部農林水産課
所 在 地 滋賀県野洲市小篠原 2 1 0 0 番地 1
電 話 番 号 0 7 7 - 5 8 7 - 6 0 0 4
F A X 番 号 0 7 7 - 5 8 7 - 3 8 3 4
メールアドレス nourinsuisan@city.yasu.lg.jp

担 当 部 署 名 高島市農林水産部農村整備課
所 在 地 滋賀県高島市新旭町北畑 5 6 5 番地
電 話 番 号 0 7 4 0 - 2 5 - 8 5 2 9
F A X 番 号 0 7 4 0 - 2 5 - 8 5 1 9
メールアドレス nouson@city.takashima.lg.jp

担 当 部 署 名 草津市環境経済部農林水産課
所 在 地 滋賀県草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号
電 話 番 号 0 7 7 - 5 6 1 - 2 3 5 7
F A X 番 号 0 7 7 - 5 6 1 - 2 4 8 6
メールアドレス norin@city.kusatsu.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ツキノワグマ・アライグマ（※）・ハクビシン・ヌートリア・タヌキ・イタチ・テン・アナグマ・キツネ・カラス・カワウ・ドバト・カモ類・サギ・オオバン・スズメ・ムクドリ・ヒヨドリ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	大津市・栗東市・野洲市・高島市・草津市

※ 本計画において、アライグマはカニクイアライグマを含む

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

地域	鳥獣の種類	被害の現状	
		品 目	被害数値
大津市	イノシシ	水稻・麦・野菜等	6 1 8 千円
	ニホンジカ	水稻・麦・野菜等	6 3 千円
	ニホンザル	水稻・野菜・果樹	9 1 千円
	アライグマ・ハクビシン	野菜・果樹	8 8 千円
	カラス	水稻	5 千円
	小計		8 6 5 千円
栗東市	イノシシ	水稻・野菜・果樹等	8 千円
	ニホンジカ	水稻・麦・果樹等	9 0 千円
	ニホンザル	生活環境被害等	一 千円
	アライグマ	果樹	2 2 千円
	ハクビシン	果樹	3 0 千円
	小計		1 5 0 千円
野洲市	イノシシ	水稻・野菜・大豆	7 9 2 千円
	ニホンザル	野菜・果樹	一
	アライグマ・ハクビシン	野菜・果樹	3 千円
	カラス	水稻	1 千円
	オオバン	麦等	一
	小計		7 9 6 千円
高島市	イノシシ	水稻・野菜・麦等	3, 1 7 9 千円
	ニホンジカ	農林業被害全般	1, 6 4 6 千円
	ニホンザル	水稻・果樹・野菜等	5, 7 8 7 千円
	アライグマ	野菜・果樹等	1 1 3 千円
	ハクビシン	野菜・果樹等	1 5 9 千円
	カラス	農畜産被害	1, 8 0 8 千円
	カワウ	水産業被害	1 8, 7 6 8 千円
	サギ	水稻・野菜等	6, 5 1 7 千円
	オオバン	麦等	8 千円

	小計	37,985千円
草津市	イノシシ	水稲・野菜 208千円
	ニホンジカ	水稲・麦・大豆・野菜 50千円
	ニホンザル	水稲・野菜・果樹 —
	アライグマ・ハクビシン	野菜・果樹等 —
	ヌートリア	水稲・野菜 —
	カラス	水稲・麦・大豆・野菜 392千円
	ドバト	水稲・麦・大豆 8千円
	カモ類	水稲・麦 44千円
	オオバン	水稲・麦 49千円
	スズメ	水稲 —
	ムクドリ・ヒヨドリ	果樹 —
	小計	751千円
合計		40,547千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

大津市	イノシシ：水稲の踏み荒らし・野菜等の食害及び掘り起こしによる被害が発生。 ニホンジカ：地域の状況に応じた捕獲により、被害は減少傾向にあるが、依然として市内全域で生活環境被害が発生。 ニホンザル：北部地域を中心に8群が生息。農作物被害以外にも、住宅地域への出没により生活環境被害が拡大している。 アライグマ・ハクビシン：市内全域で生息が確認され、家庭菜園の食害、家屋への侵などによる被害も出ている。 ヌートリア：農作物被害は確認されていないが、頻繁に目撃情報があることから、今後被害が顕在化する恐れがある。 カラス：農地や家庭菜園、住宅地域の食害、糞害が増加傾向にある。 タヌキ・イタチ・テン・アナグマ・キツネ：市内全域で頻繁に目撃情報、被害相談があり、農園及び家庭菜園の食害、家屋への侵などによる被害が増加傾向にある。
栗東市	イノシシ：水稲を中心に、金勝地域全般で被害が発生。また、掘り起こしによる法面や林道沿い斜面の崩壊も発生。 ニホンジカ：金勝地域全般において被害が発生。水稲では田植えと収穫時期に、樹木については春季に新芽、冬季に樹皮で被害が発生。 ニホンザル：市内にサルの群れは居ないが、時々ハナレザルが確認されており、過去に家屋等への被害や人的被害も出ている。 アライグマ：市内全域で生息が確認され、果樹・野菜類を中心に被害が拡大。 ハクビシン：市内全域で生息が確認され、収穫期の果樹・野菜類を中心に被害が拡大。

野洲市	イノシシ：山裾野一帯で、水稻、大豆、野菜類に被害。また、掘り起こしによる畦の被害が増加傾向にある。 ニホンザル：農作物や家庭菜園の被害は確認されていないが、毎年数頭が住宅地に出没し、生活環境被害が出ている。 アライグマ・ハクビシン：山裾野はじめ河川周辺に出没。家庭菜園の野菜、果樹に被害を与えている。 カラス：4月から5月に苗の引き抜き、踏み荒らしが発生している。 オオバン：主に湖辺地域で、冬季に麦の被害が発生している。現在のところ被害金額等は現れていないが、今後被害が顕在化する恐れがある。 ヌートリア：現在、市内で農作物被害は確認されていないが、目撃情報があることから、今後は市域においても被害が顕在化する恐れが高い。
高島市	イノシシ：水稻の踏み荒し、野菜等の食害、畦畔やゴルフ場芝生等の掘り起こしなどの被害が広範囲に発生。被害は増加傾向にある。 ニホンジカ：ここ数年の集中した捕獲により、被害および捕獲数は減少傾向にある。水稻や野菜の食害や踏み荒らし、森林における樹木の新芽、樹皮の食害が発生。 ニホンザル：農作物への食害だけではなく、糞害や騒音などの生活環境被害も発生させている。加害レベルの高い群れの中には、市街地へ出没し、人への威嚇を行う個体も散見される。 アライグマ・ハクビシン：野菜や果樹の食害や、家屋への侵入、糞害が多発している。 カラス：水稻の踏み倒し、果樹や野菜の食害、畜産動物への攻撃、人家への糞害などが依然として深刻である。 カワウ：竹生島と安曇川に営巣地があり、高島市内の漁場へ飛来し、アユで被害が発生。 サギ：主に湖辺地域で、春に水稻の踏み倒しの被害がある。 オオバン：主に湖辺地域で、冬季に麦の被害が発生している。
草津市	イノシシ：被害は、市域の山手である馬場地域および山寺新田地域において発生し ニホンジカ：ており、山間地全般に生息している。 ニホンザル：市内にサルの群れは居ないが、時々ハナレザルが確認されており、野菜や果樹などで被害が発生している。 アライグマ・ハクビシン：野菜や果樹の食害や、家屋への侵入、糞害が発生している。 ヌートリア：主に湖辺地域で、年中野菜等の食害が発生しており、被害は増加傾向にある。 カラス：市内全域で被害が確認されており、特に湖辺の水稻に被害が多い。 ドバト：市内全域で確認されており、種子の食害等が発生している。 カモ類：カルガモによる水稻の苗の引き抜き等の被害が発生している。また、冬季にはマガモやヒドリガモなどによる麦の被害も発生している。 オオバン：主に湖辺地域で、春季には水稻の苗の食害が発生し、冬季には麦の被害が発生している。飛来状況によっては深刻な被害を及ぼすことがある。 スズメ：市内全域で確認されており、種子の食害が発生している。 ムクドリ・ヒヨドリ：常盤地域において、果樹の食害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

地域	指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
大津市	イノシシ	3.95ha	618千円	3.55ha	556千円
	ニホンジカ	0.43ha	63千円	0.38ha	56千円
	ニホンザル	0.48ha	91千円	0.43ha	81千円
	アライグマ・ハクビシン	0.01ha	88千円	0.009ha	79千円
	カラス	0.02ha	5千円	0.018ha	4千円
	タヌキ・イタチ・テン ・アナグマ・キツネ	—	—	0.01ha	40千円
	市計	4.89ha	865千円	4.397ha	816千円
栗東市	イノシシ	0.09ha	8千円	0.05ha	5千円
	ニホンジカ	0.14ha	90千円	0.07ha	45千円
	ニホンザル	—	—	—	—
	アライグマ	0.05ha	22千円	0.03ha	13千円
	ハクビシン	0.04ha	30千円	0.02ha	15千円
	市計	0.32ha	150千円	0.17ha	78千円
野洲市	イノシシ	0.83ha	792千円	0.58ha	554千円
	ニホンザル	—	—	—	—
	アライグマ・ハクビシン	0.01ha	3千円	0.01ha	3千円
	カラス	0.04ha	1千円	0.04ha	1千円
	オオバン	—	—	—	—
	市計	0.88ha	796千円	0.63ha	558千円
高島市	イノシシ	3.64ha	3,179千円	2.55ha	2,225千円
	ニホンジカ	1.91ha	1,646千円	1.34ha	1,152千円
	ニホンザル	6.62ha	5,787千円	4.63ha	4,051千円
	アライグマ	0.03ha	113千円	0.02ha	79千円
	ハクビシン	0.08ha	159千円	0.06ha	111千円
	カラス	1.43ha	1,808千円	1.00ha	1,266千円
	カワウ	—	18,768千円	—	13,138千円
	サギ	7.39ha	6,517千円	5.17ha	4,562千円
	オオバン	0.1ha	8千円	0.07ha	5千円
	市計	21.2ha	37,985千円	14.84ha	26,590千円
草津市	イノシシ	0.18ha	208千円	0.12ha	145千円
	ニホンジカ	0.08ha	50千円	0.05ha	35千円
	アライグマ・ハクビシン	—	—	—	—
	ヌートリア	—	—	—	—

	カラス	0.9ha	392千円	0.63ha	275千円
	ドバト	0.15ha	8千円	0.10ha	5千円
	カモ類	0.9ha	44千円	0.63ha	30千円
	オオバン	0.9ha	49千円	0.63ha	34千円
	スズメ	0.05ha	—	0.04ha	—
	ムクドリ・ヒヨドリ	0.05ha	—	0.04ha	—
	市計	3.21ha	751千円	2.24ha	523千円
獣 種 計	イノシシ	8.69ha	4,805千円	6.85ha	3,485千円
	ニホンジカ	2.56ha	1,849千円	1.84ha	1,288千円
	ニホンザル	7.1ha	5,878千円	5.06ha	4,132千円
	アライグマ・ハクビシ ン	0.22ha	415千円	0.149ha	300千円
	ヌートリア	—	—	—	—
	カラス・ドバト・カモ 類	3.44ha	2,258千円	2.418ha	1,580千円
	カワウ	—	18,768千円	—	13,138千円
	サギ	7.39ha	6,517千円	5.17ha	4,562千円
	オオバン	1.0ha	57千円	0.7ha	40千円
	スズメ	0.05ha	—	0.04ha	—
	ムクドリ・ヒヨドリ	0.05ha	—	0.04ha	—
	タヌキ・イタチ・テン ・アナグマ・キツネ	—	—	0.01ha	40千円
	合計	30.5ha	40,547千円	22.277ha	28,565千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

		従来講じてきた被害防止対策	課題
大津市	捕獲等に関する取組	地元猟友会4支部に委託（銃器、檻による捕獲等） 鳥獣被害対策実施隊による被害防止対策（防護柵の設置指導、集落環境点検の実施等）の普及啓発等	狩猟の担い手の育成 外来獣生息域範囲拡大 小動物による目撃、被害増加傾向
	防護柵の設置等に関する取組	防護柵（侵入防止柵・電気柵）設置	高齢化等により維持管理等を行う人材確保が困難 緩衝帯の整備
	生息環境管理その他の取組	ニホンザル発信器の受信記録、目撃情報の蓄積。	出没箇所を特定し、追い払い等対策を講じるが、根本的な解決に至らない。 被害地域住民の協力が皆無。
栗東市	捕獲等に関する取組	地元狩猟団体（銃器・わな）、鳥獣被害対策実施隊・農家（わな）による捕獲	安全を考慮した捕獲の方法 林道等が整備されていない山奥の捕獲進展
	防護柵の設置等に関する取組	防護柵（侵入防止柵・電気柵）の設置	効果的な連続した柵の設置が必要。 高齢化に伴い、防護柵（侵入防止柵・電気柵）の維持管理が難しくなっている 緩衝帯の整備
	生息環境管理その他の取組	該当なし	出没箇所を特定し、追い払い等対策を講じる。
野洲市	捕獲等に関する取組	地元猟友会及びNPO法人H・W・E野洲支部に捕獲を委託。銃器、わな等による捕獲。わな免許取得の推進	狩猟の担い手育成
	防護柵の設置等に関する取組	防護柵の整備	老朽化した防護柵の再整備 高齢化等により維持管理等を行う人材確保が困難 緩衝帯の整備

	生息環境管理その他の取組	集落環境点検	集落環境点検による被害防止対策の検証
高島市	捕獲等に関する取組	・ 猟友会および鳥獣被害対策実施隊による捕獲（銃器・檻） ・ 外来獣用おりの貸し出し ・ 農業者等による捕獲やわな免許取得の支援 ・ 森林域における食害防止網や防護柵の設置・テープ巻き	・ 捕獲等の担い手の育成（従事者の高齢化、狩猟免許所持者の減少） ・ 捕獲鳥獣の処理（適切な処理、獣肉の利活用） ・ わな・おり等の捕獲体制の整備（囲いわな・小型おり等） ・ 科学的なデータに基づく対策の立案 ・ 銃器が使用できない場所への鳥獣の出没 ・ I o T など先進技術を活用した捕獲活動の支援
	防護柵の設置等に関する取組	・ 防護柵（侵入防止柵・電気柵）の設置	・ 高齢化等により維持管理等を行う人材確保が困難
	生息環境管理その他の取組	・ 実施隊員による追払いと農業者の追払いの支援 ・ 集落ぐるみによる追い払い支援 ・ 集落環境点検 ・ 被害集落での被害対策講座	・ 集落環境点検等による被害対策の普及啓発等 ・ 緩衝帯の整備 ・ 放任果樹の伐採
草津市	捕獲等に関する取組	猟友会による捕獲（銃器・わな） 農家自身による捕獲（わな免許取得・わな貸し出し）の推進	狩猟の担い手の育成
	防護柵の設置等に関する取組	侵入防止柵の設置 電気柵の整備	高齢化等により維持管理等を行う人材確保が困難 集落環境の整備
	生息環境管理その他の取組	鳥獣に対する鳥獣害撃退機器設置	出没箇所を特定し、追い払い等対策を講じる。

（注） 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課

題について記入する。

- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

捕獲等に関しては、関係各市が連携をしながら市の境界域での柔軟な捕獲体制の構築について検討を行う。

防護柵の設置等についても同様に、関係各市が連携して広域的な防護柵の設置や追い払い活動を行うとともに、集落環境点検や防護柵の維持・管理の指導を通して、地域全体で野生獣から農地を守る体制づくりを検討する。

高島市においては、加害レベルが高く、従来の対策で被害軽減が図れないニホンザル群について、専門家の知見を得ながら、個体数調整の実施を検討する。

高島市においては、国交付金等を活用し、ドローンによる生態調査やIoTなどの試験導入など、ICTを活用した捕獲活動支援の取り組みを検討する。また、各市で被害防止のため捕獲に努めるが、各市毎の取り組みだけでは限界があり、県が主体となり、市域をまたいだ県域での捕獲の取り組みを要請する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

大津市	滋賀県猟友会 4 支部に委託を継続し、捕獲等を更に充実する。 また、被害の状況に応じて効果的な捕獲方法を検討し、捕獲檻の増設や銃器による集中的な捕獲等を実施する。 ライフル銃を所持する実施隊員については、ライフル銃による対象鳥獣の捕獲を推進する。 平成 23 年度に市職員（市町が任命した職員）により鳥獣被害対策実施隊を結成し、被害防止対策（防護柵の設置指導、集落環境点検捕獲等）を実施。
栗東市	地元狩猟団体に捕獲等を委託しながら、各集落農業者の狩猟免許（わな猟）取得を推進し、個体数調整又は有害鳥獣捕獲等を一年を通じて箱わなにより実施する。
野洲市	滋賀県猟友会野洲支部及び N P O 法人 H・W・E 野洲支部に業務委託する。山手周辺の集落においては、わな等の免許取得者の育成と集落ぐるみの取組みを推進する。また、鳥獣被害対策実施隊を置き対応する。
高島市	・ 猟友会や鳥獣被害対策実施隊等による捕獲を継続して実施する。 ・ 農業者等の狩猟免許取得を支援し、集落での捕獲体制を充実させる。 ・ 被害の状況に応じた効果的な捕獲方法等を検討するとともに、わなやおりによる捕獲体制を整備する。 ・ アライグマ・ハクビシン用の小型箱わなによる捕獲を継続して実施するとともに、集落ぐるみの取組みを推進する。
草津市	滋賀県猟友会栗太支部及び N P O 法人 H・W・E 草津支部に委託し、銃器や箱わな等による捕獲を行うとともに、各集落においてもわな免許取得者により、くくりわなや箱わなによる捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ ハクビシン ヌートリア タヌキ イタチ テン アナグマ キツネ カラス ドバト カモ類 サギ オオバン スズメ ムクドリ ヒヨドリ	・侵入防止柵の維持・管理 ・放任果樹・野菜・生ゴミ等の除去 ・発信機装着接近警報システム等を活用した追・払い活動 ・里山・緩衝帯の整備 ・集落への被害防止知識の普及活動 ・被害集落で講習会や集落環境点検を実施 ・効果的な防除のため、鳥獣の解剖により被害作物を特定する ・捕獲器の増設

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシ：狩猟によりある程度の捕獲はされているが、被害の著しい地域において捕獲檻等による有害鳥獣捕獲等を進める。 ニホンジカ：滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）に基づき、個体数調整および有害捕獲で個体数管理を行う。 ニホンザル：被害が発生している地域において個体数調整および有害鳥獣捕獲等として銃器や捕獲檻による対策を進める。 アライグマ：外来生物法に基づく特定外来生物防除実施計画に基づき、捕獲檻等による計画的な捕獲等を行う。 ハクビシン：捕獲檻等による有害鳥獣捕獲等を実施する。 タヌキ：被害発生状況に応じて適宜捕獲を実施する。 イタチ：被害発生状況に応じて適宜捕獲を実施する。 テン：被害発生状況に応じて適宜捕獲を実施する。 アナグマ：被害発生状況に応じて適宜捕獲を実施する。 キツネ：被害発生状況に応じて適宜捕獲を実施する。 ヌートリア：被害発生状況に応じて適宜捕獲を実施する。 ツキノワグマ：滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画により保護対象

	となっていることから、捕獲目標設定は行わない（被害またはそのおそれがある場合には捕獲の実施を検討する。）。 カラス：捕獲檻等により積極的に捕獲する。 カワウ：3月から5月にかけての被害が多発する期間を含め、状況に応じた捕獲等を行う。 ドバト：被害発生状況に応じて適宜捕獲を実施する。 カモ類：被害発生状況に応じて適宜捕獲を実施する。 サギ：被害発生状況に応じて適宜捕獲を実施する。 オオバン：被害発生状況に応じて適宜捕獲を実施する。 スズメ：被害発生状況に応じて適宜捕獲を実施する。 ムクドリ：被害発生状況に応じて適宜捕獲を実施する。 ヒヨドリ：被害発生状況に応じて適宜捕獲を実施する。 上記の考え方にに基づき、過去の実績等により各市の協議会ごとの捕獲目標を定めるものとする。
--	---

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

地域	対象鳥獣	捕獲計画数等		
		5年度	6年度	7年度
大津市	イノシシ	500頭	500頭	500頭
	ニホンジカ	1,500頭	1,500頭	1,500頭
	ニホンザル	50頭	50頭	50頭
	アライグマ・ハクビシン	350頭	350頭	350頭
	タヌキ	100頭	100頭	100頭
	イタチ	100頭	100頭	100頭
	テン	30頭	30頭	30頭
	アナグマ	20頭	20頭	20頭
	キツネ	10頭	10頭	10頭
	カラス	150羽	150羽	150羽
栗東市	イノシシ	60頭	60頭	60頭
	ニホンジカ	125頭	125頭	125頭
	ニホンザル	0頭	0頭	0頭
	アライグマ	20頭	20頭	20頭
	ハクビシン	10頭	10頭	10頭
野洲市	イノシシ	50頭	50頭	50頭
	ニホンザル	2頭	2頭	2頭
	アライグマ・ハクビシン	10頭	10頭	10頭
	カラス	300羽	300羽	300羽
	オオバン	200羽	200羽	200羽

高島市	イノシシ	400頭	400頭	400頭
	ニホンジカ	2,000頭	2,000頭	2,000頭
	ニホンザル	200頭	200頭	200頭
	ツキノワグマ	—	—	—
	アライグマ	50頭	50頭	50頭
	ハクビシン	100頭	100頭	100頭
	ヌートリア	3頭	3頭	3頭
	カラス	60羽	60羽	60羽
	カワウ	120羽	120羽	120羽
	サギ	10羽	10羽	10羽
	オオバン	50羽	50羽	50羽
草津市	イノシシ	5頭	5頭	5頭
	ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
	アライグマ・ハクビシン	20頭	20頭	20頭
	タヌキ	20頭	20頭	20頭
	ヌートリア	100頭	100頭	100頭
	カラス	240羽	240羽	240羽
	ドバト	50羽	50羽	50羽
	カモ類	140羽	140羽	140羽
	オオバン	50羽	50羽	50羽
	スズメ	50羽	50羽	50羽
	ムクドリ・ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
獣種計	イノシシ	1,015頭	1,015頭	1,015頭
	ニホンジカ	3,630頭	3,630頭	3,630頭
	ニホンザル	252頭	252頭	252頭
	ツキノワグマ	—	—	—
	アライグマ・ハクビシン	560頭	560頭	560頭
	タヌキ	120頭	120頭	120頭
	イタチ	100頭	100頭	100頭
	テン	30頭	30頭	30頭
	アナグマ	20頭	20頭	20頭
	キツネ	10頭	10頭	10頭
	ヌートリア	103頭	103頭	103頭
	カラス	750羽	750羽	750羽
	カワウ	120羽	120羽	120羽
	ドバト	50羽	50羽	50羽
	カモ類	140羽	140羽	140羽
	サギ	10羽	10羽	10羽
	オオバン	300羽	300羽	300羽
	スズメ	50羽	50羽	50羽

	ムクドリ・ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
--	-----------	-----	-----	-----

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
滋賀県猟友会の各支部・狩猟団体やわな猟免許を取得した農業者等に委託を行い銃器、わなによる捕獲等を行う。 狩猟期間を含め通年で許可による捕獲を推進する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
各市においてニホンジカ等の有害鳥獣による農作物被害が多発しており、より効率的に被害を減少させるために、ライフルを所持する実施隊員、猟友会員・狩猟団体についてはライフルによる捕獲を実施する。

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

	対象鳥獣	整備内容		
		5 年度	6 年度	7 年度
大津市	イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵 1,000m	侵入防止柵 1,000m	侵入防止柵 1,000m
栗東市	該当なし	侵入防止柵 2,400m	侵入防止柵 2,400m	侵入防止柵 2,400m
高島市	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	侵入防止柵 1,600m	侵入防止柵 1,600m	侵入防止柵 1,600m
		電気柵 1,600m	電気柵 1,600m	電気柵 1,600m
野洲市	イノシシ	侵入防止柵 100m	侵入防止柵 100m	侵入防止柵 100m
草津市	イノシシ ニホンジカ	侵入防止柵 3,392m	侵入防止柵 3,392m	侵入防止柵 3,392m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

	対象鳥獣	取組内容		
		5 年度	6 年度	7 年度
大津市	イノシシ ニホンジカ	防止柵の点検	防止柵の点検	防止柵の点検
栗東市	イノシシ ニホンジカ	防止柵の点検	防止柵の点検	防止柵の点検
高島市	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	・地元集落への管理委託	・地元集落への管理委託	・地元集落への管理委託

野 洲 市	イノシシ	侵入防止柵の維持 管理・補修	侵入防止柵の維持 管理・補修	侵入防止柵の維持 管理・補修
草 津 市	イノシシ ニホンジカ	防止柵の点検	防止柵の点検	防止柵の点検

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7 年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル アライグマ ハクビシン ヌートリア タヌキ イタチ テン アナグマ キツネ ツキノワグマ カラス ドバト カモ類 カワウ サギ オオバン スズメ ムクドリ ヒヨドリ	・ 侵入防止柵の維持・管理 ・ 放任果樹・野菜・生ゴミ等の除去 ・ 発信機装着接近警報システム等を活用した追払い活動 ・ 里山、緩衝帯の整備 ・ 集落への被害防止知識の普及活動 ・ 被害集落で講習会や集落環境点検を実施 ・ 効果的な防除のため、鳥獣の解剖により被害作物を特定する ・ 植栽木の保護のための防護柵の設置 ・ 幼齢木保護具の設置 ・ 剥皮被害対策テープの設置 ・ 針葉樹林は適切な間伐を推進するとともに、針広混交林への誘導など、猿の餌が多い多様な自然植生の保全・整備に努める。 ・ 森林植生の保全・再生に取り組む。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

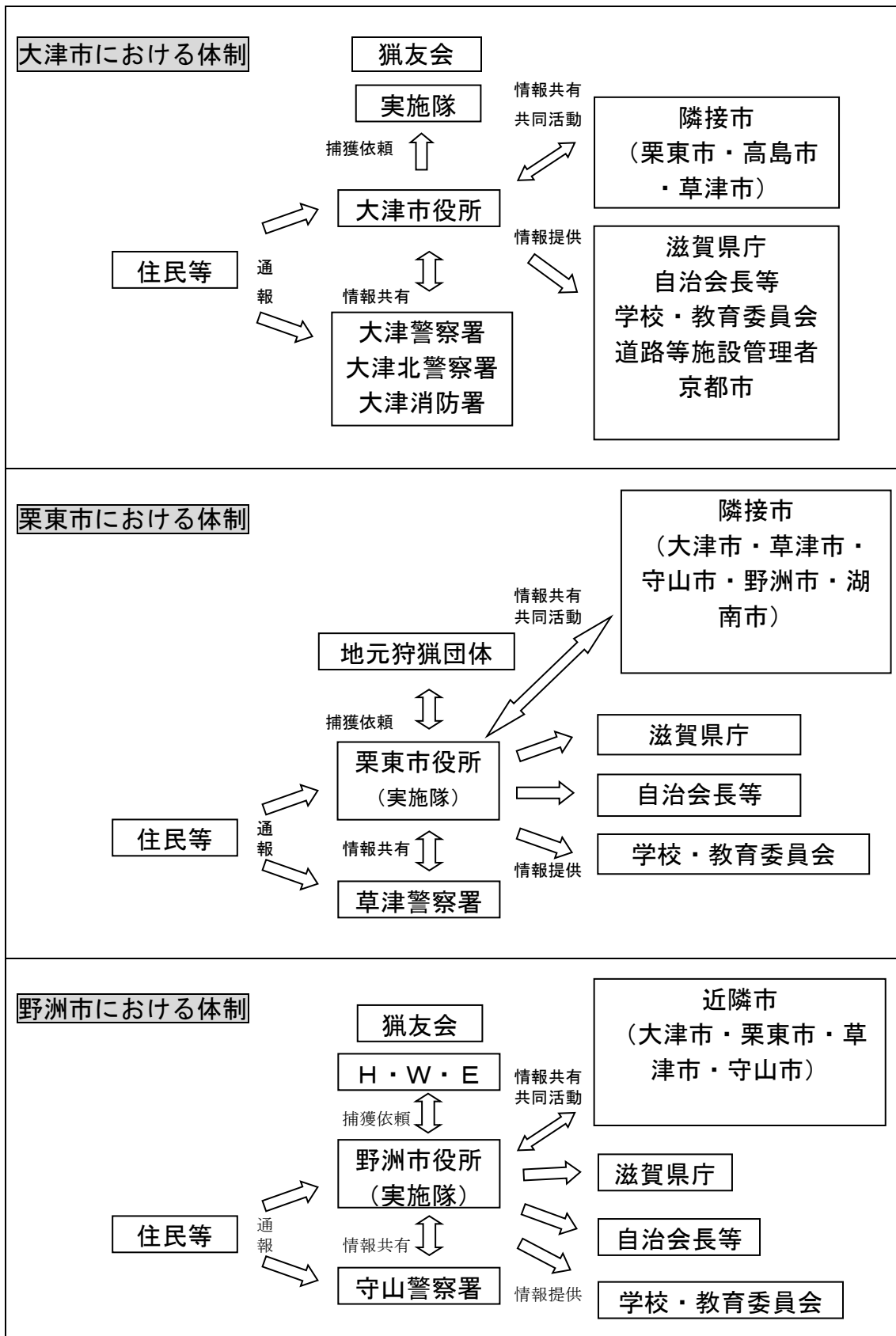
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

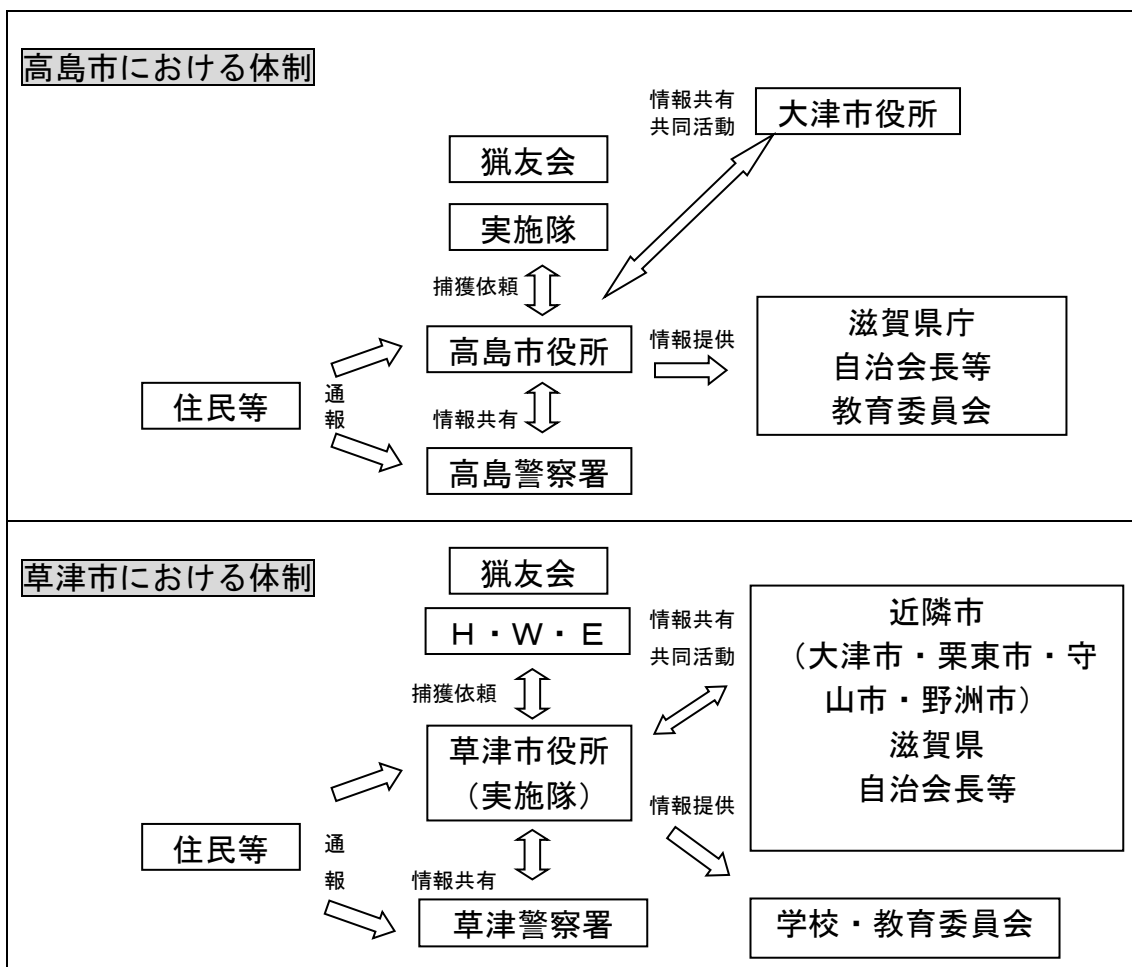
(1) 関係機関等の役割

	関係機関等の名称	役割
大津市	大津市	生息状況調査、被害調査、広報
	滋賀県西部・南部森林整備事務所	被害調査、広報
	大津警察署・大津北警察署	警戒、広報
	大津消防署	警戒、広報
	大津市鳥獣被害対策実施隊	捕獲
	猟友会大津北・日吉・大津・湖南支部	捕獲
栗東市	栗東市	生息状況調査、被害調査、捕獲、広報
	草津警察署	警戒、広報
	栗東市鳥獣被害対策実施隊	捕獲
	地元狩猟団体	捕獲
野洲市	野洲市	被害状況調査、捕獲作業、広報
	滋賀県猟友会野洲支部	捕獲、警戒
	NPO法人 H・W・E野洲支部	捕獲、警戒
	守山警察署	警戒、広報
高島市	高島市	現地調査（生息状況・被害状況） 関係機関への連絡調整、広報
	滋賀県西部・南部森林整備事務所 高島支所	現地調査（生息状況・被害状況）捕獲、広報
	高島警察署	現地調査、警戒、広報
	高島市鳥獣被害対策実施隊	捕獲、巡視活動
	猟友会高島・今津・朽木支部	捕獲
草津市	草津市	生息状況調査、被害調査、広報
	滋賀県大津・南部農業農村振興事務所	生息状況調査、被害調査、広報、啓発
	滋賀県草津警察署	警戒、広報
	滋賀県猟友会栗太支部	捕獲
	NPO法人 H・W・E草津支部	捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制





(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設または焼却による処分を行う。活用可能なものについては利活用について検討を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし

皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

埋設または焼却による処分を行う。活用可能なものについては利活用について検討を行う。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	滋賀県西部・南部地域鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
大津市有害鳥獣被害対策協議会	広域的な被害防止対策の検討・実施 協議会の運営
栗東市有害鳥獣被害対策協議会	広域的な被害防止対策の検討・実施
野洲市有害鳥獣被害対策協議会	広域的な被害防止対策の検討・実施
たかしま獣害対策協議会	広域的な被害防止対策の検討・実施
草津市鳥獣害対策地域協議会	広域的な被害防止対策の検討・実施

※各市協議会構成機関

大津市	被害防止対策協議会の名称	大津市有害鳥獣被害対策協議会
	構成機関の名称	役割
	レーク滋賀農業協同組合	被害状況の調査、防除技術の普及啓発
	滋賀南部森林組合	被害状況の調査、防除技術の普及啓発
	滋賀県農業共済組合大津・南部支所	農作物被害補償
	大津水産振興対策協議会	被害状況の調査、防除技術の普及啓発
	滋賀県猟友会大津市内4支部	有害鳥獣の捕獲駆除等の実施
	大津市農業委員会	農業者への普及啓発
	大津市産業観光部農林水産課	協議会事務局に関すること
栗東市	被害防止対策協議会の名称	栗東市有害鳥獣被害対策協議会
	構成機関の名称	役割
	レーク滋賀農業協同組合	農業者への普及啓発
	滋賀県農業共済組合大津・南部支所	防除対策の指導・情報提供
	滋賀南部森林組合	被害調査・事業推進
	滋賀県猟友会栗太支部	地域における対策組織の育成等の実施
	集落代表(農業組合長連絡協議会、金勝生産森林組合、農業委員会)	農林被害調査、集落への啓発
	栗東市産業経済部農林課	協議会の運営・対策の計画及び実施
野洲市	被害防止対策協議会の名称	野洲市有害鳥獣被害対策協議会
	構成機関の名称	役割
	レーク滋賀農業協同組合	被害調査、防除技術の普及啓発
	滋賀県農業共済組合大津・南部支所	被害調査及び被害補償
	農業組合代表	農業者への普及啓発、被害の把握
	滋賀県猟友会野洲支部	有害鳥獣捕獲等、指導助言
	NPO法人 H・W・E 野洲支部	有害鳥獣捕獲等、指導助言
	野洲市環境経済部環境課	鳥獣の保護啓発、指導助言
	野洲市環境経済部農林水産課	協議会に関すること
高島市	被害防止対策協議会の名称	たかしま獣害対策協議会
	構成機関の名称	役割
	滋賀県猟友会高島市内3支部	有害鳥獣の捕獲等
	滋賀県農業共済組合南部支部高島出張所	被害調査および被害補償
	高島市森林組合	被害調査および防除技術の普及啓発
	高島市漁業振興連絡会	被害調査および防除技術の普及啓発
	高島地域農業センター	被害調査および防除技術の普及啓発
	高島市農業委員会	農業者への普及啓発
	滋賀県鳥獣保護巡視員	鳥獣の保護啓発、指導助言
草津市	被害防止対策協議会の名称	草津市鳥獣害対策地域協議会
	構成機関の名称	役割
	レーク滋賀農業協同組合	農業者への普及啓発
	滋賀県農業共済組合南部支所	防除対策の指導、情報提供
	滋賀県猟友会栗太支部	捕獲の実施
	NPO法人 H・W・E 草津支部	捕獲の実施
	被害地域の代表者	農林被害調査、集落への啓発

草津市農業委員会	農業者への普及啓発
草津市環境経済部農林水産課	協議会の運営、対策の計画および実施

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課	技術的な助言・指導、関係機関との調整
滋賀県高島農業農村振興事務所農産普及課	
滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課	
滋賀県高島農業農村振興事務所田園振興課	
滋賀県西部・南部森林整備事務所	
滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所	

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

大津市	平成23年度に、市職員（市町が任命した職員）により鳥獣被害対策実施隊を結成し、被害防止対策（防護柵の設置指導、集落環境点検捕獲等）を実施。
栗東市	平成24年度に市職員により鳥獣被害対策実施隊を結成し、被害防止対策（防護柵の設置指導、捕獲等）を推進する。
野洲市	平成23年度に野洲市鳥獣被害対策実施隊を設置 構成員：市職員（5人程度）
高島市	鳥獣被害対策実施隊は、平成21年度に第1種銃猟免許を有する捕獲従事者により設置した。捕獲等の被害防止対策の実施や指導等を行う。

草津市	平成27年度に草津市鳥獣被害対策実施隊を設置 構成員：市職員
-----	-----------------------------------

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

関係5市および滋賀県大津・南部農業農村振興事務所、高島農業農村振興事務所、西部・南部森林整備事務所と連携し、広域的な被害防止対策を行う。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲等における事故防止のために、猟友会や実施隊を対象に計画的に会議や研修会を実施し、活動時の安全管理に努める。

また、集落ぐるみによる追払いや防止柵の管理などの被害防止対策については、適切な実施方法等を周知し、危害防止に努める。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。